

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成24年2月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

5. 製造業（品目編）について

(1) 本編は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について品目別に集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 本編は、調査項目の「製造品出荷額、在庫額等（ア 品目別製造品出荷額、イ 品目別製造品在庫額、ウ 加工賃収入額、エ 製造業以外の収入額(特掲)）」及び「事業別売上（収入）金額」を集計したものである。

(3) 本編概況において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年（又は前年）」の数値は工業統計である。調査結果のうち、売上（収入）金額等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は平成22年1

年間の数値である。また、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は平成22年12月31日現在の数値である。

- (4) 従業者の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

6. 統計表の項目の説明

- (1) 産出事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。

(2) 製造品の出荷

① 製造品の出荷とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む）を、平成23年中に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成23年中に返品されたものを除く）

② 製造品出荷額とは、内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計）を含んだ額である。

- (3) 製造品の在庫（従業者30人以上の事業所）は、当該事業所の所有に属する製造品のみの在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含んでいない。

- (4) 加工賃収入額は、平成23年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- (5) その他収入は、転売収入額、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等をいう。工業統計との対応関係については別紙のとおり。

(6) 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係を見るものが、第1部「第6表 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」の産出率及び「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の出荷率の統計表であり、いずれも従業者10人以上の事業所について表章している。

- ① 第1部「第6表 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、産出率の高い産業順（産出率が2%未満の産業は省略）に表章したものであり、次

の算式によっている。

$$A \text{ 品目の } B \text{ 産業産出率} = A \text{ 品目の } B \text{ 産業出荷額} / A \text{ 品目の全出荷額} \times 100$$

- ② 第1部「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」は、それぞれの産業で出荷した品目を、出荷率の高い品目順（出荷率が2%未満の品目は省略）に表章したものであり、次の算式によっている。

$$A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷率} = A \text{ 産業の } B \text{ 品目出荷額} / A \text{ 産業の全出荷額} \times 100$$

なお、「第7表 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

(6) その他

第1部「第4表 品目別、都道府県別の出荷及び産出事業所数」は、都道府県の産出事業所数が1又は2のものについては、3以上の事業所数の後に都道府県名を都道府県番号順に表示している。

7. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、更にプラスのものは本文においては「+」で表した。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

8. その他の注意事項

- (1) この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いいたします。

(例)

- ・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査 製造業（品目編）」
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査 製造業（品目編）」より
- ・「平成24年経済センサス-活動調査 製造業（品目編）」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が8月27日に発表した「平成24年経済センサス-活動調査 製造業（品目編）」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 （直通）03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番1号
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
電話 03-3501-1511 内線2881~4
URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

1. 製造業品目番号

| 平成22年工業統計調査 | | 対応 | 平成24年経済センサスー活動調査 | |
|-------------|---------|----|------------------|---------|
| 品目番号 | 品目名称 | | 品目番号 | 品目名称 |
| 244323 | シャツタ | → | 244512 | シャツタ |
| 244512 | 建築用板金製品 | → | 244513 | 建築用板金製品 |

2. その他収入の種類

| 平成22年工業統計調査 (その他収入の種類) | 対応 | 平成24年経済センサスー活動調査 製造業品目編(その他収入の種類) | (参考)調査票(第1面) 「事業別売上(収入)金額」の記載欄 |
|---------------------------------|----|--------------------------------------|--|
| 710000 農業、林業収入 720000 漁業収入 | → | 710001 農業、林業、漁業収入 | (ア)農業、林業、漁業の収入 |
| 730000 鉱業、採石業、 砂利採取業収入 | → | 730000 鉱物、採石、砂利採取事業収入 | (イ)鉱物、採石、砂利採取業の収入 |
| 800000 転売収入 (仕入商品販売収入) | → | 800000 転売収入 (仕入商品販売収入) | (エ)商業 |
| 810000 製造小売収入 | → | 810000 製造小売収入 | |
| 740000 建設業収入 | → | 740000 建設業収入 | (オ)③建設事業の収入 |
| 750000 販売電力収入 | → | 750000 販売電力収入 | (オ)④電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 |
| 760000 ガス・熱供給・水道業収入 | → | 760000 ガス・熱供給・水道業収入 | |
| 770000 情報通信業収入 | → | 770000 情報通信業収入 | (オ)⑤通信、放送、映像・音声・文字 情報制作事業の収入 (カ)⑨情報サービス、インターネット 附随サービス事業の収入 |
| 780000 冷蔵保管料収入 | → | 780000 冷蔵保管料収入 | |
| 790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管収入を除く) | → | 790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管収入を除く) | (オ)⑥運輸、郵便事業の収入 |
| 820000 金融・保険業収入 | → | 820000 金融・保険業収入 | (オ)⑦金融、保険事業の収入 |
| 830000 不動産業、物品賃貸業収入 | → | 830000 不動産業、物品賃貸業収入 | (カ)⑩不動産事業の収入 (カ)⑪物品賃貸事業の収入 |
| 840000 学術研究、専門・技術サー ビス業収入 | → | 840000 学術研究、専門・技術サー ビス業収入 | (カ)⑫学術研究、専門・技術サー ビス事業の収入 |
| 850000 宿泊業、飲食サービス業収入 | → | 850000 宿泊業、飲食サービス業収入 | (カ)⑬宿泊事業の収入 (カ)⑭飲食サービス事業の収入 |
| 860000 生活関連サービス業、娯楽 業収入 | → | 860000 生活関連サービス業、娯楽 業収入 | (カ)⑮生活関連サービス、娯楽事 業の収入 |
| 870000 教育、学習支援業収入 | → | 870000 教育、学習支援業収入 | (キ)学校教育事業の収入 (カ)⑯社会教育、学習支援事業の収 入 |
| 890000 修理工業収入 | → | 890000 修理工業収入 | (カ)⑰上記以外のサービス事業の収 入 |
| 900000 サービス業収入(上記以外 のもの) | → | 900000 サービス業収入 | (オ)⑥運輸、郵便事業の収入 (郵便切手類販売(手数料収入)) (オ)⑧政治・経済・文化団体、宗教団 体の事業活動収入 |
| 880000 医療、福祉収入 | → | 880000 医療、福祉収入 | (ク)医療、福祉事業の収入 |